

昭和五年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079
振替 東京0-58431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

石橋 体制への期待 2

あからさまな社会党攻撃 3

— 「朝日」七月三十一日付『座標』を切る —

◇座談会◇ 組合大会を前にして(上) 4

— 鉄鋼労連 ICF TU加盟を提案 —

電機労連 全民労協強化一色の大会方針 5

日経連 「先進国病の脱却」を強調 6

日教組 会場問題の根本は民主主義の問題 7

総評 労戦統一綱領草案は来年大会で 7

統一労組懇 「総評に未来はない」と断定 8

全国一般 全民労協参加問題が焦点 9

戦争責任を直視得ず 10

— 戦無派が見た映画『東京裁判』(1) —

◇シリーズ 「ソ連脅威論」の虚構 ④

「亡命と難民」 14

職場はたたかう指導を求めている 17

— 私鉄総連第四八回大会報告 —

全国一般、全民労協参加方針を否決 18

旬刊 社会通信

NO. 204

一九八三年八月二日

一九八三年八月二日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■巻頭言■

石橋体制への期待

石橋社会党委員長が誕生する。マス・コミは、「新しいイメージを作り出せたわけではない」「あまり新鮮味はない」と早くも攻撃を開始した。しかし社会党に労働者・勤労国民が期待しているものは、せいぜい一年か二年しかもためような薄ッペラな「新しさ」ではない。「古い」と言われようと何と言われようと、正しい改良要求と正しい戦略をかかげて自民党や財界と粘り強くたたかい続けることである。

その端的なあらわれは石橋氏の主著（あえて主著と言っても過言ではなく）『非武装中立論』である。マス・コミはその売れ行きを「一七万部」と称する。この種の書物のなかではとびぬけた売れ行きである。

社会党がその軍事・外交政策の基本に「非武装中立」をかかげたのは、最も近い時点をとっても一九五五年、左・右合同の時である。西尾派の脱落という厳しい事態にも耐えて、社会党はこの基本を守り、主張し続けてきた。党にとってすらこれほど古くから維持してきた政策はまれである。その言わば「党内最古」の政策が、けっして派手ではないが、社会党に「新しさ」を求める声が内外にやかましい今の今、労働者・勤労国民の強い関心を呼び起し、支持を広げつつあるのはどういふことなのか。

何よりもこの政策の正しさに、その理由はある。世界有数の帝国主義国・日本、にもかかわらずあらゆる戦力不保持と戦争放棄を明記する日本国憲法をもつ日本の軍事・外交政策に関して、これほど正しい改良要求はない。敵は「戸締り論」を中心に「自衛のための戦力は許される」と喧伝し、この政策の「非現実性」を口をきわめて指摘する。しかし、彼らがこのキャンペーンをどれほど激化させようと、彼らが隠蔽しようとする「自衛のための戦力」の正体は、誰の目にも明らかになりつつある。彼らの軍事・外交政策が、レーガン戦略とともに世界の軍事的緊急を激化させ、軍拡・核軍拡を一層エスカレートさせる一大原因であることが、ハッキリしている。

そしてこのボロがはつきりすればする程、党の粘り強い訴えによって（例えば『非武装中立論』の出版）、「非武装中立」政策の正しさは、いよいよもって労働者・勤労国民の間に理解され、着実に浸透してゆく。

社会党に望まれているのは、この粘り強さであって、先の参院選の悪名高き「法定ピラ」のような「新しさ」ではない。党の一部幹部がマス・コミのいう「新しさ」につられて行きついた先がああ愚劣きわまる「ピラ」であった。あの「ピラ」以上に敵がのぞむ「新しさ」を具体化したものはあるまい。その結果は、明らかな敗北であった。社会党にとっては、投票率をあげ得ないこと自体が（戦術的な意味ではなく）すでに敗北であるが、もしも選挙が、政治が、あの「ピラ」が象徴するような娯楽の一種にすぎないのであるとすれば、投票日に残る問題は「今日はどのレジャー（娯楽）を選ぶか」ということ以上ではなくなってしまうだろう。もちろん投票しなかった労働者・勤労国民の多くは、政治を一つの娯楽におとした党に対する深い憤りをもって、棄権したわけであるが――。

石橋新体制発足を機に、社会党が「新しいキャンペーン」と訣別し、古くても正しい、一時にはないが着実に労働者・勤労国民の心をつかみうる政策（改良要求）をかかげてたたかう党として再出発すること、願うや切。

あからさまな社会党攻撃

——「朝日」七月二二日付「座標」を切る——

ブルジョア・マスコミの朝日新聞が、七月三二日号一面において、「社会党の再生」と題する、編集委員・石川真澄の小評論をのせている。社説に準ずるものとみてよい。

その「忠言」によれば、「起死回生の可能性のある、ほとんど一つしか残されていない手段」は、「科学的社会主義」マルクス主義からの完全であからさまな絶縁である」という。たしかに、これまでに例をみないほど「完全であからさまな」忠言である。この小評論は、日教組大会開催を拒否した岡山県市両議会の「決定」から説きおこしている。

「決定」というのは、「日教組大会開催の断固阻止、公共施設貸与反対」を内容とする陳情（県）と請願（市）の採択だ。陳情・請願を出したのは岡山県内の右翼団体など。これを県議会は七月十一日、市議会は同十五日に自民党や保守系無所属議員の賛成で採択した。

日教組大会が各地で迷惑がられているのは、これを妨害しようと全国から集まる右翼団体の宣伝カーが出ず騒音と団員たちの恐ろしさが原因だ」

「この二十年間衰え続けている社会党の新しい委員長に、石橋氏になる。しかし、首を上げかえれば重体の社会党が生き返るのかと、問えば、百人中九十九人までがそうはいくまいと答えるであろう。

「実は、社会党が衰えきって、なくなってしまっても、別にどうってことはないかもしれない。むしろ、自民党がふくれあがって、あげくに分裂し、保守二党がかわるがわる政権交代するようになれば、今の一党永久政権体制よりよほどいいに違いない。

けれども、岡山県でのようなことが平然と起きるのであれば、自民党がふくれあがることを歓迎するわけにはいかなくなる。

そうであってみれば、社会党なんかどうなったって構わないとほうりだすのはまずい」ブルジョア・マスコミも、戦前、軍事ファシズムの支配に積極的に手をかけた犯罪のことが、多少は気になるらしく、二度とそんなこと（岡山事件はその芽）にならないために、自民党が「ふくれあがる」ことは「歓迎できない」という。すなわち、社会党に「再生」してほしいという。

それでは、そのために何をすべきか。「科学的社会主義・マルクス主義」と「絶縁」せよ！と。つまり、社会党は改良主義の党になれ、すなわち、「第二・自民党」化せよ、というのである。これでは事実上、「自民党がふくれあがることを歓迎する」と同じではないか。自己矛盾もはなはだしい。

だがここに、現代マスコミの階級の本質、その思想攻撃の巧妙な正体と狙いが、よく示されている。小評論は、こうもつけくわえている。

「社会党の衰弱（議席減）は、日本の『社会主義国』化を日本人の大部分が望んでいないことの正確な反映である」（まさに逆、反独占・反自民と社会主義にむかってたたかう姿勢の衰弱）にたいする勤労大衆の不信と不満の反映）。

「マルクス主義からの明確な絶縁が、社会党の死を意味しないことは西欧の社会民主主義諸党が証明している」（これも逆、日本流にいえば第二社会党ないし与党化は、社会主義政党的「死」の「証明」）。

ようするに、ブルジョア・マスコミの「忠言」は、真の「社会党の再生」のためには、「科学的社会主義」（マルクス（レーニン）主義の党にむかって、着実に粘り強く前進するほかにしていないということの、何よりも正確な階級的証である。

◇座談会◇ 組合大会を前にして(上)

——鉄鋼労連 ICF TU 加盟を提案——

司会 私鉄、全林野、都市交、電機など、すでに大会がおこなわれた組合もあります。七月二五日からの総評大会を皮切りに全国一般、国労、自治労、全通、日教組、全電通とつくこれからが本番です。

今年には総評、そして社会党の指導部も変わります。国労、日教組も大幅に役員が交代すると聞いています。総評の再生、社会党・総評ブロックのゆくえにこうした動きがどう影響するか、注目すべき点が多い。各組合、団体の動きについてご報告いただきたい。

鉄鋼労連

ICF TU 加盟を提案

労戦再編成、春闘のゆくえに関連して、まず鉄鋼の動きについて申し上げたい。大会は九月です。しかし、先日おこなわれた中央委員会(七月一日)で三つの注目すべき動きがあらわれた。

第一は、国際自由労連(ICFTU)への加盟の意向を明らかにしたことです。具体的には、「九月の定期大会で検討方向を明示し、一年間の討議期間を経て、来年の定期大会で決定する」というものです。唐突のようにICFTU参加を打ち出した背景についてはこういわれている。

「(1)OECDにおけるTUAC(労働組合諮問会議)やSCC(鉄鋼委員会)あるいはILOにおけるICFTUの役割等にもみられる通り、国際間における相互依存関係は年とともに強まっており、自由世界の全ての労働者が『パンと自由と平和』の旗印のもとに連帯し、団結することの必要性の重大化は、ますます高まっていること、(2)総評の現状からみて、その早期一括加盟の実現性は極めて希薄であると判断せざるをえないこと。(3)全民労協のICFTU加盟の内部討議を積極的に促進する効果をもつこと」(「鉄鋼労連」八年七月二五日付)。

ネライは(1)総評への揺さぶり、(2)全民労協での主導権確保にあることは明らかで、総評民間組合に新たな問題を投げかけることになろう。

第二は全民労協の強化についても一歩ふみ込んだ提起がなされていることだ。全民労協の連合体への移行がこういわれている。

「全民労協は四団体の承認のもとに発足した統一推進会が基本構想を策定し、これに賛同する個別単産によって統一準備会を結成し、その準備作業の完了をまって発足したと云う経過をもっており、結成の当初からゆくゆくは四団体を吸収して統一の母体たるべく運命づけられた組織体である」(同)。

今後、全民労協の地域組織、政策、官公労再編の問題とも相まって、「連合体」移行への主導権確保をねらったものといえるだろう。「全民労協を四団体の代理戦争の場とすべきでない」と釘をさしていることにもそれはあらわれている。

第三は春闘についてだ。私鉄や電機はもちろん、総評、同盟などからも「鉄批判」が高まっている。日経連は「鉄主導を守る」との態度をすでに打ち出しているが、この問題について、「各単産の八三春闘総括の中で、パターン・セッターの順番を入れかえたらといった議論が横行しているが、賃金決定はそうかんたんなものでなく、皆さんのご意見をたし

かめ、鉄鋼労連独自の行き方もありうると考えている」(同)と述べていることだ。いずれにせよ、八四春闘がどういう展開をみせるかは、今後の総評のあり方とも関連するが、注目しておかねばならないことだ。

電機労連 全民労協強化一色の大会方針

同盟、J・C系労組の大会は、大会という言葉であらわすのは不都合なほどセレモニ化してしまっている。注目されるのは、方針案、委員長あいさつだけです。方針案を中心に報告したい。

今年の電機労連大会の特徴は、全面的に全民労協強化の方針をうちだしたことです。方針案は「運動の基調」の冒頭に、「全民労協を基調とする総合生活闘争の共闘構築」を掲げ、そこで(1)「強固な共闘組織の構築」の必要性、(2)各種共闘を全民労協に集中させるよう「一元化整理を進める」ことの要請、(3)全民労協が「大胆な戦術配置」で「名実ともに民間賃金闘争の主軸となること」を強調していることです。電機労連の「全民労協強化」の意気込みはこれだけにとどまりません。

第一に、「政策推進会議の政策課題で積み残した行財政改革問題、エネルギー政策問題などでは、ち密にして大胆、率直な検討を重ね、その合意の形成が望まれる」と、行革、エネルギーに強い執着を示しています。

第二に、「公的審議会への参画の確保」、「地方組織確立」が強調されています。これは、全民労協を日本で唯一のナショナルセンターにしようとの意気込みを示すものです。

第三に、したがって、「さらに将来の終極目標である全統一の構図を描きながら、中・長期展望に立った主体的な構図の策定も重要」な課題と、連合体への移行へのとりくみがいわれていることです。

第四に、そのためには「政策立案能力」が肝心とばかり、「シンクタンクの一元化装置の早急な具現化」を提起していることです。

昨年、電機労連は日米安保、軍備、エネルギー問題で決定的ともいえる方向転換をおこないました。社会党との関連では「政構研との連携」もうちだされました。今年の方針提起は昨年ものを継承しています。本当はもっと突っ込んでものがいいたかったが、選挙、そして中曽根の反動政治のなかでちゅうちょせざるをえなかったということではないかと思えます。

春闘の問題では鉄への対抗意識があります。これからの基幹産業は電機だと。電機の製品は今後、家電から軍用部品などに移っていかざるをえない傾向にあります。レーガンの基盤もまたそこにあるわけです。したがって、電機労連は、その企業主義的体質と今後の産業再編成との絡みからも、ヨリ鉄鋼的体質を強めていかざるをえない方向にいくのではと危惧しています。

大会で、マスコミがこぞって大きくとりあげたのが、「ME化した工程では六割の事業所で労働者が減り、調査事業所全労働者三七万人のうち約五万人の雇用が奪われた」との「マイクロエレクトロニクス影響調査報告」だ。これは事業所を調査対象とした「電機産業におけるME技術が雇用と労働に与える影響調査」と、組合員アンケート調査による「ME導入による労働の質的变化と職場秩序の再編調査」をまとめたものだ。

この調査で特徴的なことは、「首、背中、肩がこる」六六・二%、「目が疲れる」六五・二%に示されるように「肉体的疲労がふえた」四三・三%、「精神的緊張感や疲労がふえた」

六五・二%、「作業遂行への不安感」三五%、さらに「雇用が減少する」八一%、「配転・転職がひろがる」七九%と、ME化にいちじるしく不安、精神的緊張がましていることを示しているのが特徴だ。

電機など民間組合の特徴はこうした労働者の不安→要求を逆手にとってQC、ZD、小集団管理にまき込んできたわけだが、こうした労務管理の限界が露呈されはじめたとみることができると思う。

日経連 「先進国病の脱却」を強調

日経連の最近の動向についてです。日経連は七月二〇日から三日間、恒例の日経連トッブセミナーをおこなった。国際政治、国際経済、国内政治についての講演、パネル討論「技術革新と労使の対応」がおこなわれているが、今年とくに注目されるのは、三日目の参加者全員の自由討議が教育問題一本にしばっておこなわれていることだ。

日経連会長のあいさつは「先進国病の脱却」というものです。その認識は次のようなものです。

「私は経済学者ではありません。経営者の一人であります。したがって理論的というよりも、物事を、実務的に経験的に見ているのでありますが、数多く言われている先進国病の原因の中で際立って重要な、根本的なものが二つあるように思うのであります。

その一つは、高過ぎる賃上げ、実力以上の賃上げであります。特に、これが長期にわたりますと、一国経済は、インフレの昂進、経済成長の低下、失業の増大、国際競争力の劣化といった極めて困難な状態に陥ることになります。

もう一つは、官公労部門の膨脹であります。これは政府そのものや行政機構、ならびに関連機構が膨脹していく場合が主であります。民間部門を国有化して膨脹していく場合もあります。

この、いわゆるバブリックセクターの膨脹は、財政赤字の増大、財政硬直化による経済政策の自由度の減少、民間のバイタリティーの喪失による経済力の低下をもたらし、

この両者が同時併行的に起った場合、まさにこれは重い先進国病ということになるわけです。この「日経連タイムス」八三年七月二八日。

こうした認識から、「生産性基準原理」にもとづく「労資協力」の労働運動が、「労使が共に、経済状態との関係を重視するという思想を持ち得たことは矢張り特筆すべきこと」「大切なことは日本の労働組合は、企業内組合であることであり、これが労使一体感を作り上げている」「こうした優れた労使関係によって賃金決定に関する限りわが国では、先進国病の病根は、鋭意治療され、病状もこの面においては漸次軽快している」と賛美され、残るは「先進国病のもう一つの原因であります。政府、公共部門の膨脹という点につきまは、病状の見通しは極めて悲観的であります」と第二の「問題点」に移されています。そこで「行革」への不転の決意が披歴され、この「行革」推進のために教育問題がとりあげられる、こういう指摘になっています。メザシとおしん、が強調される背景です。

日教組

会場問題の根本は民主主義の問題

日教組の場合、例年、会場問題が大きな「社会問題」となってきたてきております。今年も同様です。岡山県議会と岡山市議会は、「日教組大会に会場を貸与しない」とする右翼団体からの請願を憲法二一条とこれらにかかわる民主主義の諸原則をふみにじり問答無用とはかり強行採決しております。これは、民主主義の根幹にかかわる問題です。

こうした会場問題と併行して、戦後教育全般の改悪、教科書検定の検閲化、広域採択による国定化への道の強化、そして教育統制としての教員養成策が立法化される問題があります。当面する課題はそれぞれにちがいますが、どの組合も質的には同じだと思ふ。大会方針の問題点については後でふれたいと思ふ。

総評 労戦統一綱領草案は来年大会で

総評ですが、運動方針案はどうにもなりません。岩井さんが「総評・日本労働運動再構築のためのメモ——総評第六九回定期大会に当って」で感想を述べられているが（本誌第二〇三号に集録）、すべてそれにつきています。ただ一つ、当初の草案から変わったところは、「労戦統一綱領」草案のあつかいです。当初、今年の大会で「決定」ということだったが、「一年間討議続行」となり、来年の大会でということになっています。

周知のように、七年間つづいた「横枝・富塚体制」は終止符をうち、「黒川・真柄体制」となる。それで、総評の階級性が一挙に元にもどるかというところ、それは困難なように思ふ。客観情勢の変化のなかで、原則に動揺が生まれていること、さらに「横枝・富塚体制」の七年間、「開かれた総評」「壮大な労戦統一」と言葉ばかりに酔払い、足腰の鍛練がほとんどといっているほどやられてきていないからです。

岩井、大木、富塚時代を全体的にふり返ってみればこういえると思ふ。

岩井時代が日本の労働運動を定着させ、一つの運動路線を確立したといえるのに、大木時代は、この岩井時代に築かれたものをかろうじて守ってきたといえる。そこで問題は富塚時代です。

運動方針の作成上のことといえば、岩井時代は労働運動を定着させるために総評は何をすべきかの議論のうえに書かれている。しかし、大木時代は作文を書くので精一杯の状況でした。右からの攻撃、労戦統一の動き、その一方で労働者にたいする具体的な攻撃、それにたたかわざるをえないという事実の前に、作文を書くことしかできなかった。

富塚時代に入ってからには、「労働者にたいする攻撃、それにたいしてたたかわざるをえない」という事実をみていないという批判がある。もちろんこの批判が間違っているわけではありません。とりわけ強調されなければならないことは、左右の対立をばかした一面があることです。「多数派形成、開かれた総評」という美辞麗句をならべたて、階級対立をばかしてきたことです。

職場軽視の批判にたいし、富塚氏が対置させたものは「多数派形成」であり、同時に反核運動でした。昨年一年間、表面的にはもり上がった反核運動に、同盟は参加してこなかったし、総評、中立労連系のなかでも労戦再編成派は参加していない。この意味から左派しかできない反核運動を富塚氏が提起したという評価があります。しかし、昨年の反核運動の弱点は、職場での平和闘争を組織していないことです。ベトナム反戦闘争としての一〇・二一国際反戦デーは人勧、最賃などと結合してたたかわれたからこそ、意義深いたたかい

となったのです。富塚氏にはこの視点がありませんでした。したがって、富塚時代は過去の（総評の）財産を食いつぶし、総評を存亡の危機にまで追いやったといえると思います。

統一労組懇

「総評に未来はない」と断定

統一労組懇年次総会は総評大会直後の七月三一日から二日間開かれました。総評大会で中西全日自労委員長が、「私たちは総評再生に努力した。しかし、私の総評副議長就任への努力は一部頑迷固陋（ころう）な人たちの反対によって実現しなかった。われわれの善意、私の善意もふみにじられたことをその人たちは銘記すべき」と述べていたこと、さらには自治労、全通、日教組などで共産党・統一労組懇系の諸君と主流派の間に対立が激化していることなどから、注目される総会になったわけです。

引間氏は冒頭のあいさつで、総評大会にふれ、「（大会方針案は）この三年間の『右転落』路線をいっそう促進し体系化したもの」と評価、総評の今後について、「指導部の人事を変えても、その展望を切り開くことができず、未来はない」ときびしい結論をくだしてきました。これが第一の特徴です。

第二は、階級的ナショナルセンターについてです。三年ほど前、宮本委員長（当時）が総評からの分裂を促す発言をしたことから、「いつ分裂か」と騒がれたこともありましたがその後、共産党・統一労組懇系の諸君は、「総評の解体は必然、主屋をいただけばいい」と、統一労組懇の拡大に努めてきた経緯があります。今度の総会の特徴は、そうした考え方のうえに、「右翼再編反対、全国労働者、労働組合連絡会」（仮称）を提起したことです。その呼びかけ対象者として方針案は、総評三顧問、全港湾、全印総連、政労協、新聞労連、その他全労協を批判し、これに参加しない単産・単組、各産業界のあり方懇、金属など四つの連絡会をあげています。

第三の特徴は、そうはいっても統一労組懇をいつでもナショナルセンターの機能をもつ組織にすることが中心課題にされていることです。それは、中村鉄連委員長の総評大会での「全労協は統一の母体」との発言をとりあげ、「階級的ナショナルセンター確立は急務」と述べていること、統一労組懇の機能の強化がはかられていることによっても明らかです。

表面的には統一労組懇の総評批判とわれわれのそれは同じようにみえます。しかし、論議を職場レベル、もっと根本的な理論、組織論に移すと考え方には一八〇度の開きがでてきます。反合理化闘争はやらぬストライキはさぼるはで、真に労働運動を階級的に強化、再建するものとはなっていないからです。ある仲間が、それについて鋭い指摘をしています。「職場の仲間は国会レベルでは共産党にも親近感をもつが、職場レベルでは共産党に憎悪すら感じる人が多い」と。

共産党系の雑誌「労働運動」八月号ではまたぞろ教師聖職論、自治体奉仕者論が強調されそうなお題提起がおこなわれています。これでは日本の労働運動はますます右傾化するばかりです。総評三顧問の主催する「労研センター」しか、日本労働運動再生の基礎はないというのが私の印象です。

全国一般

全民労協参加問題が焦点

全国一般の大会は総評大会直後の七月三一日から三日間おこなわれます。焦点は全民労協に参加するか否かです。当初、今年はじめにおこなわれた臨時大会で決着がつけられることになっていました。しかし、大会前日、急拠、方針は「参加」から「さらに検討」に書きかえられ、定期大会を迎えるにいたったのです。

方針案は、「IV、具体的な要求と闘いの方向」、第二二項の「労働戦線統一について—全民労協加盟について」を除けば立派なものです。とりわけ注目すべきなのは、付属方針2「八三春闘総括と再構築の課題」が掲げられてあることです。構成は(1)八三国民春闘の主な経過、(2)八三国民春闘総括、(3)「管理春闘」への軌跡—日経連の春闘対策の系譜、(4)国民春闘再構築の課題というものです。本誌でも詳しく紹介したい内容です。

それだけに、労戦統一問題で「全的統一」を実現するために総評の統一対応方針にそって全国一般は全民労協に積極的に参加し、中小労働者の率直な声を反映していく」と述べられていることは残念なことといわねばなりません。

最後に、大会のゆくえについてですが、力関係は前臨時大会と大きな変化はないといわれていることを指摘しておきたいと思えます。

◇ 編集部だより ◇

▽選挙のためもあるが、各種行事日程が重なり、一ヶ月、アッチコッチととんで回った。それぞれに重要な行事である。そのなかでも、総評、社会党の「人事刷新」はもっとも注目すべきものだ。

▽動き回っていると当然、身体が疲れる。しかも屋外はカンカン照り。屋内は「省エネ」キャンペーンはどこへやら、真冬なみ(?)の寒さのところもある。身体は変調をきたす。そうこうしているうちに「考える」ことがいやになる。頭が動脈硬化症をおこす。これではいけないと自戒しているところだ。

▽単行本「反合理化闘争の理論と実践」がようやく発刊となった。おくれたことを心からおわびしたい。前二著とともにご愛読のほど心からお願ひ申し上げます。

戦争責任を直視し得ず

— 戦無派がみた映画『東京裁判』(1) —

映画『東京裁判』が全国上映を開始した。昭和初期のアジア・ヨーロッパ情勢にはじまり、日中戦争（満州事変、支那事変）、太平洋戦争、日本帝国主義の敗北、連合軍進駐、東京裁判、戦犯処刑までの昭和史を、すべて記録によってつづりあげた四時間三七分の超大作である。

小林正樹監督は映画完成にあたって、次のように言われる。

「私はこれらの作品（『壁あつき部屋』『黒い河』『人間の条件』など——引用者註）の中で戦争のおそろしさ、むなしさ、おろかしさを一貫したテーマとして訴え続けてきた積りである。——私の戦争映画はここに終止符をうち、『東京裁判』は私の作品系列の中にしっかりと刻まれたのである」

私は、小林監督の他の作品を見たことはない。しかし『東京裁判』にかんするかぎり、氏の製作意図——戦争のおそろしさ、むなしさ、おろかしさを訴える——が十分に実現できているとは思わない。天皇の戦争責任追及の顛末など、興味深い点が多い。全篇がナマの記録という迫力は、いささか疲れもさそうが、捨てがたい。しかしながら、氏の製作意図が実現しているとは思えない。むしろ、旧日本帝国政府にたいする戦争回避とも言うべきものが、映画の底流にあることを指摘せざるをえないのである。

「法的批判」の陥し穴

映画は、弁護団が東京裁判の違法性・不当性を追及する場面に多くの時間を割いている。追及の論点は、第一にこと裁判が「事後法」によって被告を裁こうとする点、第二に戦勝国が戦敗国を裁くためのものである点（もしも裁判がありえるとしても、戦争に無関係の第三国によって裁かれるべきである）、第三に戦争そのものは合法的なものであり、「戦争犯罪」ということそのものがありえないこと（現に、原子爆弾によって数十万の非戦闘員を殺害した国がある。裁く者の手も汚れている!!）——である。

「法治主義」からすれば、これらの主張はいずれもしくもともなものであり、十分な説得力をもっている。東京裁判はこの点からすれば、まったく不当な裁判であった。

しかし、東京裁判を「法的」立場から問題にすることにはまったく意味がないのではないか。なぜなら、東京裁判は、戦勝国（連合国）が自分の権威をいっそう高めるためにおこなった一つの儀式にすぎなかったからである。連合国は彼ら自身を権威づけるのに「法の執行者・具現者」というポーズをとった。そのために裁判という形式が選ばれたのである。したがってそれは、「ポツダム宣言」に淵源をもつ「無条件降伏後の戦争行為」にはかならなかつた。

政治と無関係な裁判などありえようもないが、東京裁判は戦争という政治であり、名実ともに「政治裁判」にはかならなかつた。法治主義の原則は最初から問題でないのである。

(この点は東京裁判以外の多くの戦犯裁判についても言える。したがって、無茶苦茶な手続きのために、間違っただけ刑罰された者も少なくない。だが問題なのは、そのことを通して何を問題提起するか、である。)

なるほど、判事がおり、検事がおり、弁護士までつけられている。激しい応酬があり「忌避」の爆弾宣言もあった。しかしそれらは「形」にすぎない。「形式」手続の合法性によって、「法の執行者・具現者」としての自らの権威を高めるための粉飾にすぎなかったのである。そしてまた、粉飾の程度は、各地の事情によりさまざまであった。東京では「厚化粧」で、他の地区では多少とも「薄化粧」で。粉不足のために「素颜」で登場したところもあったであろう。

こういう粉飾をまじめに取り上げることが、結局、東京裁判の違法性、不当性のみを強調することになる。それは、旧日本帝国主義の数多くの侵略行為と戦争の責任(それが合法的かどうかにかかわらず)追及のホコ先を結果として鈍らせてしまう。後に述べるように、今もって自分自身の手で自国の戦争責任追及を果たしていないわれわれ日本人にとってそのことは、結局戦争責任追及の回避、無意識のうちの戦争の正当化(相手も悪かったのだ!!)の気分をひき起す。

直視すべきは侵略政策

ソ連は東京裁判の「ソ連段階」に、「張鼓峰事件」と「ノモンハン事件」をもちだした。この二つの事件は、太平洋戦争勃発前に、それぞれ国際条約によって落着いている。したがってソ連は、訴追の中途に言わば「和解済み」の事件を持ち込んだことになる。法的に見ればまったくの「横車」である。映画もこの点を非難する。

しかり、ソ連のこのやり方はじつに稚拙であると言えるであろう。裁く側として、何らかの訴追理由がなければ形がつかなかったとは言え、稚拙であったことはまぬがれぬ。

しかし、もしもソ連がこの二つの事件を、訴追理由として提起せずに、「状況証拠」として提出したならば、それは十分説得力をもっていたらう。そして、現在のわれわれにとつて必要なことは、この問題——なぜ二つの事件が状況証拠として有力なのか——という点である。

この二つの事件が、「満州事変」から「支那事変」、そして対ソ全面戦争へつき進もうとする関東軍の軍事挑発と暴走によるものであったことは、今では周知の事実である。そしてその暴走を本気で押さえようとはしなかった軍部の背後に、旧日本帝国主義の大陸侵略政策があったことも、歴史的事実として確認されている。その基本の一つに、「シベリア出兵」以来の「反ソ主義」「対ソ全面戦争準備」があったことは、関東軍の当時の文書が雄弁に物語っている。こうして、無謀極まる挑発・暴走がおこなわれ、日「満」ソ蒙の多くの将兵の血が流されたのである。

それゆえに、二つの事件は有力な状況証拠となりうる。そしてそれゆえにわれわれは、二つの挑発事件の責任追及を、自国の政府に向かってしなければならぬのである。

映画はこのことについては何一つ語らない。ソ連の訴追の不当性を非難するばかりである(なお二つの事件については、五味川純平著『ノモンハン』に詳しい)。

凝儀の偽証と「満州国」

五味川氏の『ノモンハン』によれば、当時の関東軍は軍事行動をおこすにあたって、直接東京と連絡をとりあう。東京の陸軍省や参謀本部の指揮・命令をおおぐのである。しかしノモンハン事件は、けっして日蒙国境の問題ではない。満蒙国境紛争事件である。にもかかわらず、日本軍＝関東軍は、「満州国」政府＝新京をまったく無視している。

「満州国」が、もしも当時日本が主張していたような独立国であったとしたら、日本軍と言えども、「満州国」内にあるかぎりは、新京政府の「国」策や指示をおおぐずに行動することははずである。だが、現実とは逆である。指示をおおぐはおろか、協議することすらないままに、関東軍は断を下してゆく。東京との直接の協議、指揮・命令によって。

ノモンハン事件における日本の軍事行動の現実とは、「満州国」が日本帝国のカイライ国家にすぎなかったことを如実に示している。「満州国」建国は、旧日本帝国の中国侵略をインペイするための猿芝居だった。

東京裁判に証人として出廷した前「満州国」皇帝・溥儀は、「満州国皇帝は日本軍部のロボットであった」と証言する。しかし映画はそれに続いて溥儀が後年、その自叙伝に「東京裁判では戦犯になることを恐れて偽証した」と告白していることを紹介する。

皇帝として安寧な日々を送っていた溥儀にとって、日本軍の跳梁はおおいに歓迎すべきことであつたらう。日本軍こそが彼の支えだったからである。したがって、彼は日本軍の言いなりになっていたのではない。日本軍との利害の一致を見出し、その利害に沿って行動していた。日本軍の意志は、まさに彼自身の意思であった。それゆえ、溥儀はけっして日本軍のロボットではなかった——こういうことはありうることである。そしてその意味からすれば、溥儀の東京裁判での証言はまさに偽評であった。彼は自分をロボットに見たてることによって、全責任を旧日本帝国主義に押しつけたわけである。

「かような偽証によって、日本の戦犯たちは有罪に追い込まれた——映画の語る意味は結局こうなる。東京裁判はまったく不当な裁判であつた——というわけだ。

かくしてまたしても『東京裁判』は、「偽証」という法廷手続の小事にこだわって、大事を忘れる。旧日本帝国の大陸侵略政策、それゆえの一五年戦争の責任追及を忘れるのである。柳条溝事件という謀略にはじまる中国東北地方への侵略、中国人を弾圧し、その意志を無視した「満州国」をデッチ上げ、革命によって中国人民の手で廃位された清朝皇帝・溥儀の皇帝即位劇を演出する。旧日本帝国による中国人支配は（「支那事変」による侵略も含めて）敗戦まで続く。

この事実が大事なのであって、溥儀の偽証などはまったくのサマツ事にすぎない。旧日本帝国の侵略に加担した人物の「告白」によって、旧日本帝国自身の行為の政治責任を追及することを回避するようなことであつてはならない。

もっとも、連合軍がこの点でヘマをしたことも明らかである。彼らは、溥儀などを出延させないで、中国・東北で日本人の支配を現にうけていた中国人民の代表を出延させるべきであつたのである。もちろんわれわれが、この失敗に目を奪われてよいということではない。

他人ごとか?! 人種・民族差別

映画は、弁護団が、「東京裁判が背後に秘めていた人種的偏見」を暗に抗議する主張を展開した、と指摘する。

人種の偏見が存在したことはありうることである。アメリカが原子爆弾を実戦で用いた最初の国が日本であったことは、人種の偏見と切りはなし難いものを感じる。それはベトナム戦争における「ソンミ」に代表される民衆の虐殺、ベトナム兵士処刑の残酷さなどと連続するものである。当時アジア（有色人種地域）唯一の帝国主義国であった日本にたいする人種の偏見は存在したであらう。

問題は映画が、「差別されていた」事実を明言するにもかかわらず、「差別していた」事実を明示しきれていない点にある。

南京虐殺の場面がある。監督もまた重視した事件であると聞く。この事件——抵抗を放棄した捕虜や非戦闘員にたいしてあれほどの虐殺をおこなった事件の背景には、「チャンコロ」という蔑称に象徴される中国人にたいする民族的偏見がなかったと言えるのか。もちろん、思うように展開しない支那事変の戦局、連日の困難な戦闘の産み出す焦慮があったらう。それ故の兵士の暴発であつたらう。暴走する兵士、止めようとしないうちに軍指導部。そして止め得なかつた軍指導部。彼らは、自分たちが兵士に植えつけてきたもの——中国人にたいする民族的差別——の暴走にたいして手のうちようはなかった、もしもとめようという気になつたものがいたとして、であるが。

「神国・日本」「皇軍」の選民思想が、その裏返しである他民族にたいする蔑視とともに、旧日本帝国の侵略政策の精神的支柱であつたことは、誰にも否定しがたいことだらう。その精神教育＝思想＝差別思想教育が、南京大虐殺の背景であつた。映画はフィリピン等に送られた日本軍将兵が、捕虜の扱い等にかんする国際法の教育をうけていなかったことを指摘する。しかし、それはけつして偶然ではない。「神国・日本」のイデオロギーに自らも酔いしれていた日本の軍部および支配階級にとっては、そのような面倒なことはどうでもよかつたのである。戦時国際法教育は、黙殺された——。

映画は、これら日本および日本軍の犯してきた数々の「差別してきた事実」を、「差別してきた事実」として明言はしない、「差別された事実」にはこだわっているようではあるが。それどころか、南京虐殺による犠牲者数の中国側発表の数をあげたあとに、「この数には誇張があるかも知れないが」と、わざわざ註釈をつける始末である。

戦時下の混乱のなかで、虐殺による犠牲者の数がかみがかたいたことはたしかである。幾分の誇張はあつたかも知れない。だが、それでは日本側に犠牲者の調査や数はあつたのか。一部の当局者が「嗚呼、これが皇軍か」と慨嘆したとかいう。しかし結局はあまりの大事におそれをなして、ヤミからヤミに葬り去ろうとしただけであつた。

第一線の軍幹部は「その後、俘虜ぞくぞく投降し来り、数千に達す。激昂せる兵は、上官の制止をきかばこそ片はしより殺戮する。多数戦友の流血と十日間の辛惨をかえりみれば、兵隊ならずとも『皆やっしまえ』といったくなる」と自伝に書いてはばからない。このような日本側に調査も数もなかつたのは当然である。そもそも「数」について無頓着であるか、過少に見積もるかのいずれかではなかつた。

果たしてそのような日本側に、中国側発表を批評する資格はあるのか。

東京裁判の判決は、南京虐殺については、占領時点で非戦闘員八万九千人、捕虜三万人の計一十二万人が犠牲となり、占領時以降六週内に殺害された者の総数は二十万以上であつた——としている。

が、映画はこの判決についてはふれていない。（南京虐殺については、黒羽清隆著『日中一五年戦争』（歴史新書）から引用した）（つづく）

◇シリーズ「ソ連脅威論」の虚構②◇ 「亡命と難民」(上)

「反ソ」攻撃の有力な材料

十月革命以来、社会主義諸国よりの亡命、難民は、西側諸国による「反ソ・反共」攻撃の材料の一つである。それは、社会主義革命の進行にともなって反革命勢力が逃亡する場合、革命後の社会主義体制に順応できずブルジョア的な秩序、自由を求めて逃亡する場合などであるが、最近では西側諸国の巧妙な謀略工作によって亡命する事件も多くなっている。

今日ではこの謀略的な亡命工作は、西側の政・財界、反共団体のテコ入れで国際的に組織化され、豊富な資金、要員が公然、非公然に投入され、しばしば亡命者などを手先に使い、つねにマスコミを利用した「反ソ・反共」攻撃の材料になるよう仕組まれている。

米で反共・反ソの基盤をつくったソ連からの亡命者

ロシア革命による亡命者たちの脱落の理由はさまざまであった。一九一七年の二月革命で権力の座を追われた皇族、貴族や保守政治家、十月革命で「平和についての布告」や「軍隊の民主化」に怒った職業軍人。「土地についての布告」に絶望した地主、富農。「勤労被搾取人民の権利宣言」や「労働者（による）統制令」に危機感を持った資産家。ブルジョア革命の幻想を追求めたメンシエヴィキ。食糧危機のための「食糧徴発」や「プレスト講和」に反対したエスエル左派。

彼らの多くは最初から亡命をしたわけではなかった。彼らは絶望のはてにまず白色テロルや武力抵抗をはじめた。その仲間は欧米をまわり、「反共の遠征軍」の派遣を要請した。それは十数ヶ国の外国軍のロシア遠征を実現し、誕生したばかりのソビエト・ロシアは反革命軍を支援する七万余の日本軍を含む外国干渉軍と戦うことになった。

過酷で非情なたたかひの連続の末、赤軍はこの大敵を打ち破り、一九二二年には樺太にすわった日本軍を除くすべての外国軍を撃退し、二百万以上の反革命勢力も駆逐され、国外に逃亡した。

亡命者たちの多くは欧州を経由して渡米し、帰化してアメリカの反ソ、反共の風潮を支える基盤の一つとなった。一方シベリア経由で満州に亡命した数万人は、「反ソ」の執念で関東軍の反ソ謀略工作やソ連侵攻作戦の準備に従事したものが少なくなかった。

七百万のポーランド亡命者は「連帯」の基礎

現在海外に七百万人が存住しているポーランド人の場合は歴史的な経過で「反ソ・反共」の傾向が強い。彼らは海外脱出の時期によって三つのグループに大別される。

多数を占める戦前のグループは、第一次大戦終了までの間に、主として帝制ロシアの支配下のポーランドより脱出した人びとである。

その脱出の理由は必ずしも政治的なものばかりでないのも特徴であり、キューリー夫人はその代表的な人物である。

戦中派のグループは、第二次大戦直後、ナチスのポーランド侵攻と同時に東欧をへて欧米に亡命した人びとや、ソ連・イラン経由で亡命した人びとである。イラン経由で亡命した人びとのほとんどは、W・アンデルス將軍の（反共）自由ポーランド軍に参加した。

戦後脱出したグループは、戦時中ロンドンの反共亡命政権の影響下にあり、戦後はポーランドの社会主義化に抵抗し、国内の選挙で大敗したにもかかわらず、白色テロルをくり返し、その結果、祖国から追放されたり、亡命した人々である。

戦前派の人びとは帝制ロシアに対する反発で、戦中派の人びとは開戦当時のポーランドの反ソ感情をそのまま引き継ぎ、戦後のグループはその亡命の経過からして強烈な「反ソ・反共」であった。

こうした傾向は西側の謀略機関の見逃すところではなかった。ポーランドで、連帯騒動が発生するずっと以前から、在外のポーランド人の間には、「ポーランド人亡命センター」など「反ソ・反共」団体の組織化が進んでいた。とくに在米四百万のポーランド人はその中心で、東部在住のユダヤ人の過半数を占めるポーランド系の人びとより十分な経済援助を受け、その組織は強化されていった。そしてCIAなどの指導の下にポーランドの「反ソ・反共」グループに物心両面の援助を与えたり、その影響下にある学者、活動家を西側に招待し反革命の組織化や拠点作りを進めていた。

巧みなアメリカの「亡命」工作

ポーランド以外の東欧諸国でも、戦後の急速な社会主義化は国内の保守派、社会主義者の脱落を促進した。また、西側の謀略機関の支援でおきたハンガリー、チェコ、東欧などのいくつかの反革命事件でも、反革命分子は社会主義体制を骨抜きにし、ソ連の影響力を排除し、国内に潜伏する反動分子と結託し、旧秩序の回復を図ったが、民主勢力の結束の前に野望を果さず亡命するほかはなかった。

西側が戦後の混乱に生じた難民問題を本格的に利用したが、東、西独間で「住民連れ出し」(難民亡命)工作であった(本誌一六〇号参照)。

そこでも「住民連れ出し」計画を演出し、実行した専門工作グループの暗躍を見のがすことができない。また、亡命に見せかけた誘拐事件も続発した。一九六一年九月「ベルリンの壁」がこの謀略にとどめをさしたが、それでも彼らは「壁を突破する悲劇」の演出者となり、この逃亡事件を「反ソ・反共」攻撃のキャンペーンに徹底的に利用した。

戦犯の追及のゆるやかであった西側に難民に化けて潜伏を図ったグループには、ナチス占領下のソ連・東欧などで独軍に協力し、ユダヤ人狩りに協力した戦犯たちがいた。

その彼らを摘発し、弱味につけ込んでおどし「反ソ・反共」の謀略工作に組み込んだのは主として米軍の謀略機関であった。

一九八〇年に公開された国務省の機密文書、ナチス戦犯の追跡グループの記録、今では欧米で公然と市民生活を続けるこのグループの構成員たちの供述からその事実をまとめると次の通りである。

- (1) この謀略工作は国務省の判断でおこなわれ、工作員には、主としてソ連・東欧出身のユダヤ人狩りの協力者、「反ソ・反共」の立場で赤軍に抵抗した者などが採用された。
- (2) 彼らは米軍の指示で、彼らしか知らない秘密の協力者をたよって東欧に潜入し、反革命工作や情報収集に当たった。白ロシア・ウクライナ出身の数百人の「反ソ」グループは渡米し、国籍を与えられ、国務省の政策調整局などで「反ソ」業務に従事した。
- (3) 現在でも何人かは対ソ謀略に従事しているし、欧州に残った者はソ連向け「自由放送」、東欧向け「自由欧州放送」などCIA関係の事業に就職した者が多い。
- (4) 戦犯たちは任務終了後もCIAに保護され、「安全な天国」という暗号名の亡命工作で中南米への出国がおこなわれた。

(5)この結果、戦後東欧諸国より引渡し要求があった戦犯たち四百名のうち、わずかに三名が引渡されたにすぎなかった。

それは、どのような兇悪犯も「反ソ・反共工作の協力者」ということで免罪されたいという恐ろしい事実の暴露であった。

こうしてスネに傷のある亡命者の組織化に一定の成果をあげた西側の謀略機関は、以来社会主義諸国よりの亡命者を積極的に工作員に仕立て上げること努めた。亡命者たちは西側へ帰化するため、細大もらさず情報の提供を要求され、反共団体や謀略機関に組み込まれ何らかの形で反革命工作への協力を強制されるようになった。

「見てきたようなウソ」

最近、大量の難民流出で大々的な「反共」キャンペーンがおこなわれたのはベトナムの場合である。ベトナム難民の陰の主役はカトリック教徒たちであった。戦後のインドシナ戦争に終止符を打った一九五四年のジュネーブ協定でベトナムは十七度線を境いに南北に分断されたが、当時北ベトナムに在住していたカトリック教徒たちは、神父の「共產主義の下では信仰生活はありえない、南へ移動しよう」という指示に従い、三十万人以上の信者が南ベトナムに集団移住した。現在ではこの一種の集団亡命の背景にはCIAの工作があったことは明確な事実とされているが、「社会主義体制との共存拒否」に固執したカトリック教徒たちは、のちにベトナム全土の解放の際に難民とならざるをえなかった。

こうして北からの移住者を含めて二百万人のカトリック教徒は、ホアヘオ教団(武装した反共教徒)などとともに、南ベトナムの反共的な風潮を支えた。

サイゴン政府の最後の日が近づいても、彼らは徹底的に抗戦した。カトリックの兵士はしばしば全滅までたたかい続けたし、家族ぐるみ集団自殺した信者も少なくなかった。逃げおくれた信者たちは脱出のため手段を選ばぬ難民となった。

ベトナム戦争の一面は「CIAの戦争」といわれる謀略戦争であった。それは米軍のゲリラ相手の特殊戦争の実験場でもあった。米軍やCIAの敗退した後には、その「汚い戦争」に協力していたCIA要員、スパイ、公安警察官、憲兵ら十万人以上が残された。また、膨大な米軍の戦費や西側の援助を食い物にしていた人びとも取り残された。こうした人びとは素直に社会主義体制に適応できず、やはり海外脱出の機会を狙った。

一九七六年七月、商工業の社会主義的改造が始まると、かつて南ベトナムの流通部門を牛耳っていた華僑たちは動揺した。中国の反ベトナムの宣伝もそれを増幅し、中国への集団帰国が騒然と続いた。この騒動は中国のベトナム侵攻への口実ともなった。

脱走を図る人びとは勝手に舟を漕ぎ出した。ベトナムがこれらの脱出を見ぬふりをしたというのは、「見てきたようなウソ」である。何人もの西側新聞記者もベトナムが海上から難民を連れ戻そうとしていたこと、犯罪者以外は罰せられないことなどを確認している。

海外に脱出したベトナム人たちは、各地の反共団体の働きかけで、「自由ベトナム協会」などの反共団体を結成し、「武力でのベトナム奪回」をめざしている者も少なくない。

これに似た難民騒動は一九八〇年春、キューバでも起きている。アフガニスタン、カンボジアの難民問題には共通した傾向がある。当初は内戦を避け、あるいは反革命勢力に強制的に連れ出された住民が多かったが、現在では両国とも多くの住民の帰国が続き、国外に残っている難民は、反革命勢力や西側の謀略機関の支配下か、強い影響下にあるものが多く、日本を含む西側諸国の援助によって支えられているものが多いということである。

職場はたたかう指導を求めている

― 私鉄総連第四八回大会報告 ―

私鉄総連第四八回定期大会は、七月二〇日から二二日まで高知県民文化ホールでおこなわれた。

総評大会の直前の大会であり、黒川委員長が総評議長を兼務することが確定的となり、内外から注目された大会であったが、昨年の大津大会（ITF再加盟決定）、三月三日の伊東臨時大会（全民労協加入決定）と二回の白熱した討論を展開した大会と異なり、もり上がりを欠いた大会となった。

黒川委員長のあいさつも、一般的な内容であり目立った点と言えば、「八四春闘は全民労協中心」と、総評四五〇万組合員の期待に答えるものではなく、総評議長となる決意を示す何物もなかった。

来ひんのトップが全民労協の議長とあって代議員席からは、「総評はどうした」との声が出るほど。祝電も総評、中立労連の産別と並んで交通労連をはじめとした同盟系組合からも多数くるなど、いま私鉄総連が置かれる位置と総評労働運動の危機を示す大会となった。

田村書記長の運動方針提案も二時間を超えるものとなったが、千三百人を超える大会参加者に奪起を促すものとはならず時間だけが経過した。

第二日目は、終日運動方針の討論となったが、シラケ大会には熱が入らず、代議員席にも空席が目立ち、発言者も少なく、終了予定時間を一時間も早く終わった。

大会討論を紹介しよう。

春闘では、「共闘重視し要求額を下げるのは理解できない」「内需拡大論は生産性基準原理と同じだ、要求の中心は組合員の生活だ」「沖繩、小豆島も内需拡大論で聞っているのか」「俺たちがいくらやっても幹部が決めてしまうという意識が広がっている、不満な場合はスト」と言うがだれが不満な場合だ」「黒川春闘共闘議長となっても全民労協春闘か」「黒川委員長は、社会経済国民会議のメンバーだ。総評議長となったら脱会するか」と私鉄のたたかう伝統を守ろうとする代議員からは、八三春闘の不満と八四春闘の不安が集中したが、執行部の答弁とはすれ違いで終わった。

主要闘争の項では「時短闘争」「五九・二国鉄貨物合理化」「地方・バス集交」「交通政策」「反合方針」「厚生年金改悪」にたいするたたかい等の質問があった。

労戦統一の項では、「全民労協の討論集会に参加したが、経企庁の議長が講演し、全民労協の要求を「良識ある対応」と評価している権力側に講演させてたたかえるのか」「私鉄は全民労協を変えようと加入したがミイラ取りがミイラになっていないか。行革、食糧、交通、エネルギーの基本政策について私鉄の考え方を明確にされたい」との質問にたいして田村書記長は「行革は反対、食料は外国でなく国内中心で全民労協と異なる。交通は公共交通」と答弁したが、エネルギーは勉強不足としながらも私鉄の弱点で「電気が消えるようでは困る、安全性さえ確かめられれば」と注目される発言をおこなった。

「総連執行部の原発にたいする総学習運動で安全性論が撤回されるのを期待したい」定期大会は多くの問題点をかかえて終わった。私鉄労働運動は、いま重大な病に冒されている。しかし私鉄にはいまなお八三春闘をたたかう沖繩や小豆島の仲間と、これに連帯する階級性を持った多くの幹部、活動家が全国に配置されていることも、これまた事実である。

田村書記長は「小豆島を私鉄の三池にする」と発言している。

私鉄労働運動再生の道は全民労協への労資協調の道でなく、職場の声に幹部が答え、資本から「にくまれる道」へ私鉄二〇万の組合員の意志統一ができるかにかかっている。

大会場の空気とは別に全国の私鉄の職場はたたかう指導を求めている。毎回の大会に自費とカンパで百人以上の激励隊をつくりかけつけてくれる社青同の仲間たちも、やがて私鉄の幹部となる。

全国一般、全民労協参加方針を否決

香川県小豆島で開かれていた全国一般第三四回大会は、大会二日目、執行部が提案した運動方針のうち「IV、具体的な要求と闘いの方向」、第二項「労働戦線統一について」全民労協加盟について」を賛成少数で否決した。採決の内容は出席代議員一一八名中、賛成五六、反対四五、保留一五、棄権二というもの。これで全国一般の全民労協加盟の道は閉ざされ、これから加盟問題を討議する全造船、炭労、ホテル労連のゆくえにも大きな影響をおよぼすこととなった。と同時に、このことはこれからの公労協、公務員組合、そして総評のゆくえにも重大な影響をおよぼそう。

大会三日目、執行部は総辞職。新たな役員体制がつけられることになった。

社会通信二百号記念出版 岩井 章・灰原茂雄編著

反合理化闘争の理論と実践

好評発売中 定価千二百円(千二百円)

序章 三池と現代労働運動 対談 向坂逸郎／灰原茂雄

第一章 「労研センター」のめざすもの 岩井 章

第二章 現情勢の特徴と労働者階級 滝野 忠

第三章 階級的労働運動構築への任務 灰原茂雄

第四章 反合理化闘争とは何か(資本の労務管理を中心に) 高橋亮吉

第五章 右翼的労戦再編成と総評労働運動 笠井博徳

第六章 反合理化闘争の課題 中村 譲

第七章 「政策」と労働運動 松永裕方

B 6版、二六〇頁、定価千二百円です。ぜひご購入ください。